点演算を毎秒一ペタ回以上実行する能力を有するものに限る。）の集合体並びにこれとともに使用される電気設備及び冷却設備により構成されるものであって、半精度浮動小数点演算を毎秒七百五十ペタ回以上実行する能力を有するものとする。

（附属設備）

第四十八条　法第四十七条第一項第十二号の経済産業省令で定める附属設備は、次のとおりとする。

一　補助記憶装置その他の前条の設備に附属して設置される電子計算機

二　光ファイバその他の前条の設備に附属して設置される電気通信設備

（劣後特約付社債等）

第四十九条　法第四十七条第一項第十四号に規定する社債であって経済産業省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債とする。

2　法第四十七条第一項第十四号に規定する金銭の消費貸借であって経済産業省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借とする。

（公表の方法）

第五十条　法第四十七条第四項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

第五十一条　（略）

第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等

（実施計画の作成）

第五十二条　法第六十四条第一項に規定する実施計画（以下単に「実施計画」という。）は、経済産業大臣の定める様式により作成するものとする。

（選定事業者の選定）

第五十三条　経済産業大臣は、法第六十五条第三項の規定による選定（以下単に「選定」という。）をしたときは、様式第十九により、当該選定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　選定の日付

（新設）

（公表の方法）

第四十七条　法第五十一条第四項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

第四十八条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

二　選定に係る公募対象半導体（法第六十三条第二項第一号に規定する公募対象半導体をいう。以下同じ。）

三　選定事業者（法第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称

四　実施計画の概要

2　経済産業大臣は、選定をしたときは、当該選定について、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

3　経済産業大臣は、特定事項（法第六十四条第二項第二号に規定する特定事項をいう。以下同じ。）が記載された実施計画について選定をしたときは、当該選定について、第一項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（選定実施計画の変更）

第五十四条　法第六十六条第一項本文の規定により選定実施計画（法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画をいう。以下同じ。）の変更の承認を受けようとする選定事業者（第三項及び第四項において「変更申請者」という。）は、様式第二十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の申請書のほか、変更後の選定実施計画が法第六十五条第一項各号に掲げる基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

3　経済産業大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、法第六十五条第一項の定めに照らしてその内容を審査し、法第六十六条第一項本文の規定による変更の承認（以下単に「変更の承認」という。）の申請のあった選定実施計画の変更の承認をするときは、変更申請者に様式第二十一による承認書を交付するものとする。

（新設）